

記入例

農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙2)

<農地法第2条第3項第1号関係>

新規就農の場合は記載不要です。

1-1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	米・モモ	農産物の販売 農作業の受託	造園業
権 利 取 得 後 (予 定)	〃		〃

(記載要領)

粗収益50%を超える農畜産物を記載してください。
超えるものがなければ上位3種を記載してください。

つの農畜産物の名称を記載してください。

法人の生産する農畜産物を記載してください。

粗利益も50%を超えるものを記載してください。

・農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
・農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
・農業生産に必要な資材の製造
・農作業の委託 など

1-2 売上高

年 度	農 業	左記に該当しない事業
3年前(実績)	32,000千円	8,000千円
2年前(実績)	34,000千円	9,000千円
1年前(実績)	33,000千円	8,500千円
申請日の属する年 (実績又は見込み)	37,000千円	9,000千円
2年目(見込み)	40,000千円	9,000千円
3年目(見込み)	40,000千円	9,000千円

(記載要領)

直近3か年の売上で農業(農業関連含む)の売上が過半を超える必要があります。
なお、必要に応じて、損益計算書の提出を求める場合があります。
実績がない場合には、計画で判断します。

※農産物等の仕入販売は「小売業」であるため、農業には該当しません。

あることとなる日を含む3事業年度分の売上高の見込みを記載してください。

いる事業年度の売上高を記

ようとする農地等を事業に供す

個人の場合

- ・農地等の権利を提供した個人(中間管理機構等を通じた貸付け含む)
- ・法人の農業(及び関連事業)の常時従事者(原則150日以上)
- ・法人へ農作業委託を行う個人が該当します。

農業には、関連事業等を含み、また、農作業のほか労務管理や市場開拓等も含まれます。

公共団体、

原則150日以上従事する必要があります。

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数		農地等の提供面積(㎡)	農業への年次従事日数		農作業委託の内容
				株主総会	種類株主総会		直近実績	見込み	
福島 太郎	福島市〇〇	日本		20		所有権	50,000	250	260
田畑 耕作	福島市□□	日本		20				255	260
稲田 植松	福島市△△	N国	特別永住者	20			160	200	
森林 茂	福島市◇◇	日本		20					田植え

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: **300** 日

(記載要領)

委託する農作業は、「農産物を生産するために必要となる基幹的な作業」である必要があります。

「農業」には、関連事業等を含み、また、農作業のほか労務管理や市場開拓等も含まれます。

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	
				株主総会	種類株主総会
稲作 次郎	福島市▽▽	日本		20	

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1)農業関係者			%	%
(2)農業関係者以外の者			%	%
計			%	%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規程する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

農業に携わらない役員も含めて記載してください。

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
福島 太郎	福島市〇〇	日本		代表取締役	250	260	45	50
田畑 耕作	福島市□□	日本		取締役	255	260	40	50
稲田 植松	福島市△△	N国	特別永住者	取締役	160	200	30	30
森林 茂	福島市◇◇	日本		取締役	0	0	0	0
稲作 次郎	福島市▽▽	日本		取締役	0	0	0	0

(記載要領)

監事や会計監査人等は該当しません。

「農業」には、関連事業等を含み、また、農作業のほかに労務管理や市場開拓等も含まれます。

役員の過半が農業に常時従事
(原則150日以上)する構成員で
ある必要があります。

一人以上が農作業に原則60日以上
従事する必要があります。
該当者がいない場合は、「重要な使用人」
が要件を満たす必要があります。
(下記4を記載してください)

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
福島 農太郎	福島市〇〇	日本		農場長	270	300	240	260

上記3で理事等のうち
農作業に原則60日以上
従事する役員がいない
場合に記載してください。

理事等のうち、法人の
役員等に農地法施行規則
第10条第1項第3号に
規定する者(原則年間150日以上)
に従事する者(原則年間60日以上)
をいう。

重要な使用人とは
・農場長
・農業担当部長
・支配人 などが
該当します。

従事する者(原則年間150日以上)
に従事する者(原則年間60日以上)
をいう。

農作業に原則60日以上従事する
必要があります。

(記載要領)

「農業」には、関連事業等を含み、また、農作業のほかに労務管理や市場開拓等も含まれます。

- ・農業→農畜産物を原料とした加工や農畜産物の販売などの関連事業等を含み、
また、農作業のほか労務管理、市場開拓や営農計画作成等の幅広い業務が該当します。
- ・農作業→現場における作業(耕うん、播種、施肥、収穫など)です。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

- (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

- ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

- (2) 農業と併せ行う林業

- (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

- 2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合は空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

- 4 「2(1)農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

- 5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

- 6 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

- 7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください。(ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を合わせて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。